

名張市一般介護予防事業業務委託 仕様書

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が継続できることを目的として実施する名張市一般介護予防事業（以下「本事業」という。）について、多様化する高齢者世代のニーズを踏まえ、効果的かつ魅力的な介護予防を実施する。

1 事業内容

本事業において実施する内容は、次に掲げる項目に区分されるものとし、介護予防に効果があると考えられ、介護予防への動機付けとなるもの。

また、楽しみをもって取り組める内容とすること。

ア 運動器機能向上 イ 認知症予防 ウ 口腔機能向上
エ 低栄養改善 オ 閉じこもり予防 カ その他

2 従事者

本事業に従事する者は、生活機能が低下傾向にある高齢者を心理的・社会的にも理解し、安全にサービスを提供できる者とし、必要に応じて事業実施に適すると認める専門職（医師、歯科医師、歯科衛生士、介護支援専門員、栄養士、理学療法士、作業療法士、看護職員、介護福祉士、健康運動指導士、運動指導員又はこれに準ずる者等）を配置すること。

3 実施内容等

- (1) 実施回数は、8回を目安とする。
 - (2) 1回の実施時間は60分以上とする。
 - (3) 1回あたりの参加人数は、15人以上とする。ただし、受託者が募集に努めたにもかかわらず、応募が上記の人数に満たなかった場合で名張市がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
 - (4) 実施方法は、単一区分または複合区分（例えば、運動器機能向上と認知症予防）形式で実施する。ただし、高齢者が参加しやすい方法で実施すること。
 - (5) 事業の実施時期は、熱中症対策や着実に事業の周知を図る観点から、令和8年9月以降を基本とし、参加者の確保に向けて、計画的に広報活動を実施すること。
 - (6) 事業の実施に当たっては、初回に、介護予防への動機付け及び実施内容の意図が理解できるよう丁寧に説明を行い、「基本チェックリスト（介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン）」及び「握力」等をアセスメント項目として測定し、参加者の個別目標を決定すること。
- また、最終回に、参加者へ事後のアセスメントにおける目標の達成度等の説明を行うとともに、自宅での継続的な介護予防への取組や自発的な介護予防活動機

会の創出、地域の介護予防に関する取組への参加等について、情報提供や指導等の支援を行うこと。

- (7) 事業終了後、事前のアセスメント、事後のアセスメント及び参加者の参加状況、課題等について名張市に報告すること。
- (8) 公共交通機関が利用できる開催時間、実施場所にするなど、可能な限り参加者の移動手段の確保に配慮し、必要に応じ送迎を実施すること。
- (9) 本事業の事業名は自由とする。
ただし、介護予防を連想できる適切な事業名とすること。

4 実施場所等

実施場所及び事業の対象者は、次のとおりとし、提案実施地域の地区において、受託者自らが提案内容に適した場所を確保すること。

また、事業の対象者について、基本的に各実施地域に居住する高齢者であることを踏まえ、参加手段やバリアフリー設備等について配慮すること。合わせて、必要物品も受託者にて準備すること。

実施地域	対象者 (R8.1.1)	地区
圏域1	5,717人	名張、鴻之台・希央台、蔵持、梅が丘
圏域2	6,567人	薦原、美旗、比奈知、すずらん台
圏域3	5,484人	錦生、赤目、箕曲、百合が丘
圏域4	4,055人	つつじが丘、国津
圏域5	4,640人	桔梗が丘

5 募集及び受付等

- (1) 事業への参加者の募集は、受託者が行う。事業実施に当たり、受託者の創意工夫により広く周知に努め、基本的には各実施地域の対象者から参加者を募ること。
- (2) 印刷物等の広報活動による参加者の募集及び本事業の周知を図る場合は、名張市の受託事業と分かるよう「本事業は、高齢者が介護予防活動を通じて自分らしく地域で暮らし続けられることを目的として、名張市役所から委託を受けて実施するものです。」と明記すること。
- (3) 参加者の受付及び手続は、受託者が定める方法で受託者が行うこと。また、参加者への連絡通知等も同様とする。
- (4) 参加者の募集について、定期的若しくはその都度の募集又は地域との連携による募集を行い、社会活動への参加が積極的でない高齢者の集客に努めること。

6 事業への参加料金

事業への参加料金は、基本的に無料とする。

ただし、事業実施終了後の介護予防の継続性を確保することを目的として、少額（千円以下）で利用料を設定することは可能とする。

なお、本事業に係る費用は委託料及び参加料金から支出することとし、営利を目的にしないものとする。

7 安全管理等

- (1) 事業実施にあたり必要な傷害保険等に必ず加入すること。また、運動器機能向上の事業を実施する場合又は身体に負荷をかける事業を実施する場合は、必要に応じ自動体外式除細動器（AED）を設置すること。
- (2) 参加者の身体状態について常時配慮し、適切な事業の実施に努め、安全管理を徹底すること。
- (3) 感染症防止対策及び熱中症対策等の各種衛生管理に関する対策について、国又は県の方針等に基づき適切に講じること。
- (4) 受託者は、実施日の開始1時間30分前の時点で気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪等）が発令された場合、又は本事業終了までに気象警報発令が予想されている場合は、事業を原則中止とし、参加者全員に速やかに中止の連絡を行うこと。また、中止日の振替実施の可否について名張市に報告のうえ、参加者にも連絡すること。
事業実施中に気象警報が発令された場合は即時中止すること。なお、この場合は1回実施したものとみなし、委託料を支払うものとする。

8 事故発生時の対応

受託者は、事業実施中に事故が発生した場合は、以下の必要な措置を速やかに講じること。

- (1) 参加者に緊急を要する事態・事故等が発生した場合の迅速かつ適正な対処、及び名張市・参加者家族等への報告。
- (2) 事故の状況及び事故に際して行った処置の記録及び報告
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償

9 記録の作成及び報告

事業実施にあたり、次に掲げる書類を整備し、参加者の把握及び事業実施状況の記録を行い、指定の期日までに名張市へ報告すること。

- (1) 事業計画書（様式第21号）
- (2) 実績報告書（様式第22号）

(3) 参加者名簿(様式第23号)

(4) アセスメントシート(様式第24号)

10 委託料の支払い

(1) 委託料は次のものを含むものとする。

人件費、教材費、医薬材料費、消耗品費、印刷費、傷害保険料、事業実施に伴う諸経費、事業の効果・分析等を行い、レポートに要する経費等

(2) 委託料は全ての事業終了後に支払うものとし、受託者は、名張市が実績報告書を受理したときは、名張市に対して業務委託料の支払いを請求することができる。

(3) 名張市は、前項に規定する請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

11 個人情報保護とセキュリティ対策

受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び名張市個人情報保護法施行条例(令和4年名張市条例第16号)並びに別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、個人情報の取扱いには慎重を期し、業務に関する事項及び業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、業務終了後においても同様とする。

12 その他

(1) 感染症の状況における契約内容及び委託金額の変更、並びにその他事業実施に必要な事項については、名張市と受託者の双方において協議を行い決定するものとする。

(2) 受託者は、参加者の意見を反映させ、事業の質的向上に努めること。

(3) 事業の広報や事業全体の質の向上に資する取組など、名張市の介護予防事業の推進に必要な事項について、受託者は、過度な負担が生じない範囲において、主体的に協力すること。

(4) この仕様書に定めのない事項及び仕様書に疑義が生じたときは、必要に応じて名張市と受託者とが協議のうえ決定する。